

日立市公共交通会議 書面協議

1 宮田・助川・成沢地区におけるA I デマンドタクシーの運行について（協議）

(1) 内容

令和3年1月上旬から実施予定の大沼地区でのA I デマンド乗合タクシーに続き、宮田・助川・成沢地区においても、路線バスと一般タクシーの中間的な位置付けにあるA I デマンドタクシーを運行する（一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可により実施）。道路運送法第21条の許可申請にあたっては、公共交通会議における合意形成のもとで決定できることから、本協議において審議する。

(2) 添付資料

- ・ 資料1 A I デマンド乗合タクシーの運行について
- ・ 別図 乗降箇所地図
- ・ 別紙 目的施設等一覧

2 大沼地区におけるA I デマンド乗合タクシーの運行について（報告）

第4回書面協議にて提示した資料について、以下のとおり変更する。

(1) 内容

ア 試験運行の運行許可手続きに期間を要することから、実施予定期間を変更する。

※ 変更箇所：資料2 （1 実施期間）

~~2020年12月7日（月）~~ **令和3年1月上旬（許可となった日）**から令和3年3月5日（金）まで

イ 試験運行する乗合タクシーにおいて、予約方法の違い（アプリ又は電話）による運賃設定の差別化を図るためには、運行許可手続きに期間を要することから、料金設定を同一に変更する。

※ 修正箇所：資料2 （7 利用料金）

電話予約者 乗車箇所から2kmまで~~600~~**400**円、2km以上~~800~~**600**円（アプリ、電話予約共に同一の料金設定とする。）

(2) 添付資料

- ・ 資料2 大沼地区におけるA I デマンド乗合タクシーの運行について